

# 熊本県吹奏楽連盟 規約・規定集

2018年4月

熊本県吹奏楽連盟

〒860-0078 熊本市中央区京町2丁目8番9号モンパルク荒木101  
TEL (096)356-3271 FAX (096)359-1739

## －目次－

### 〔規約〕

<a href="#">熊本県吹奏楽連盟規約</a> ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---	---

### 〔規定〕

<a href="#">熊本県吹奏楽コンクール実施規定</a> ・・・・・・・・	6
<a href="#">九州アンサンブルコンテスト熊本支部予選実施規定</a> ・・・・・・・・	11
<a href="#">九州マーチングコンテスト熊本支部予選実施規定</a> ・・・・・・・・	14
<a href="#">九州小学校バンドフェスティバル熊本支部予選実施規定</a> ・・・・・・・・	16
<a href="#">九州マーチングコンテスト熊本支部予選ビギナーズ実施規定</a> ・・・・・・・・	18

### 〔内規・細則〕

<a href="#">熊本県吹奏楽コンクール演奏内規</a> ・・・・・・・・	19
<a href="#">熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規</a> ・・・・・・・・	20
<a href="#">九州アンサンブルコンテスト熊本支部予選審査内規</a> ・・・・・・・・	23
<a href="#">九州マーチングコンテストへの推薦に関する細則</a> ・・・・・・・・	24
<a href="#">九州マーチングコンテスト熊本支部予選審査内規</a> ・・・・・・・・	24
<a href="#">九州小学校バンドフェスティバルへの推薦に関する細則</a> ・・・・・・・・	25
<a href="#">九州小学校バンドフェスティバル熊本支部予選審査内規</a> ・・・・・・・・	25
<a href="#">熊本県吹奏楽連盟選挙管理委員会規定</a> ・・・・・・・・	26

### 〔付録〕

<a href="#">熊本県吹奏楽連盟後援願い様式</a> ・・・・・・・・	28
---	----

# 熊本県吹奏楽連盟規約

## 第一章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、熊本県吹奏楽連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を熊本市中央区京町2丁目8番9号モンパルク荒木101熊本県吹奏楽合同事務所に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、熊本県の吹奏楽の普及向上に寄与するとともに団体相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種コンクール・コンテストの開催
- (2) 吹奏楽祭の開催
- (3) 講習会の開催
- (4) 会報発行等情報の伝達
- (5) その他本連盟が認めた事業

## 第三章 加盟資格

(資格)

第5条 本連盟への加盟資格は、熊本県に所在地をもつ小学校、中学校、高等学校、大学、職場、一般のアマチュア団体で規定の手続きをすることによって取得する。なお、本連盟への加盟することによって九州吹奏楽連盟及び一般社団法人全日本吹奏楽連盟へ自動的に加盟することになる。

## 第四章 役 員

(役員)

第6条 本連盟は、次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	2名以内
事務局長	1名
事務局次長	1名
理事	20名程度

常任理事 6名程度  
 監事 2名程度

(役員を選出)

第7条 役員は、次の方法で決定する。

- (1) 理事長，副理事長，事務局長は総会で選挙により選出する。ただし，立候補者が定員に満たない場合は，別途定める。
- (2) 事務局次長は，理事長が委嘱する。
- (3) 理事は，次の要領で選出する。

1. 地区代表理事

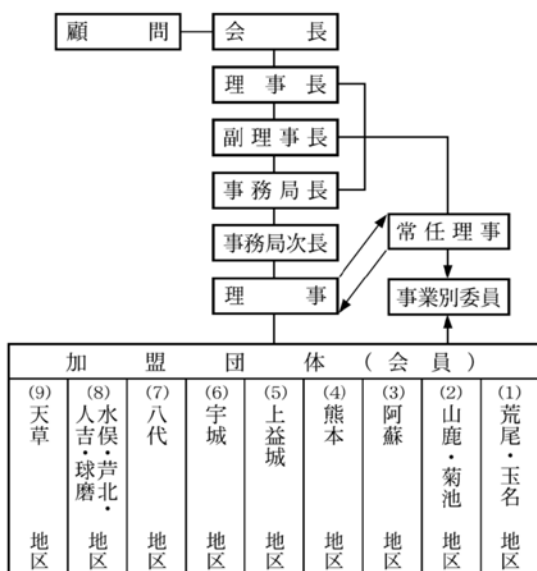
総会を構成する加盟団体の代表者（団体の責任者又はこれに準ずる者）の中から，次の定員を各地区毎に互選する。

- 荒尾・玉名地区 (2名)
- 山鹿・菊池地区 (2名)
- 阿蘇地区 (1名)
- 熊本市地区 (小1名，中3名，高2名，大職一2名)
- 上益城地区 (1名)
- 宇城地区 (1名)
- 八代地区 (2名)
- 水俣・芦北・人吉・球磨地区 (1名)
- 天草地区 (2名)

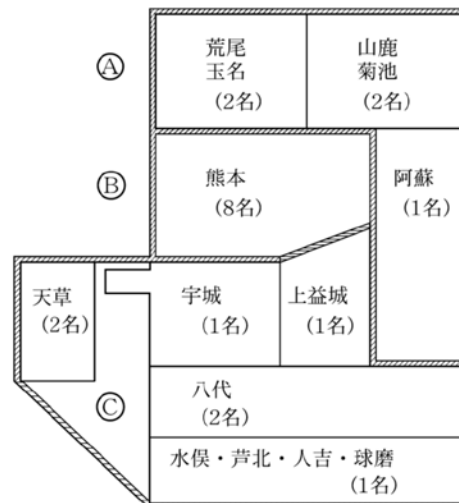
2. 特別理事

理事長は必要に応じて，総会を構成する加盟団体の代表者あるいは学識経験者を特別理事とすることができる。但し，特別理事は若干名とし，学識経験者を理事とする場合は，理事会の承認を必要とする。

熊本県吹奏楽連盟組織表



理事選出区割表



(4) 常任理事

理事の中より，A，B，Cのブロックから一名ずつ互選する。

(A・・・城北地区　　B・・・熊本市内　　C・・・城南地区)

特別理事，及び各事業部委員長の理事（上記地区理事からの互選による重複を除く）をこれに加える。

(5) 監事は理事長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 理事長は，本連盟を代表し，その運営を統括する。
- (2) 副理事長は，理事長を補佐し，理事長不在のときはその任務を代行する。
- (3) 事務局長は，運営全般の事務的掌理にあたる。
- (4) 事務局次長は，事務局長を補佐する。
- (5) 理事は，理事会を組織し，本連盟の運営事業に必要な事項について審議する。
- (6) 常任理事は，理事会の決定に基づき，日常の事務及び事業の執行に従事する。
- (7) 監事は，本連盟の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は，次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年間とし，再任を妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された役員任期は，残任期間とする。

## 第五章 会長及び顧問・相談役

(会長)

第10条 理事会の決議により名誉会長，会長をおくことができる。

(顧問)

第11条 理事会の決議により顧問をおくことができる。

(相談役)

第12条 理事会の決議により相談役をおくことができる。

## 第六章 会 議

(会議の種類)

第13条 本連盟の会議は，総会・理事会・常任理事会・四役会・事業別委員会とし，理事長がこれを召集する。

(総会)

第14条 総会は，次の事項を議決する。

- (1) 役員選任についての承認
- (2) 事業計画・事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 規約の規定及び変更に関する事項
- (4) その他本連盟に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会)

第15条 理事会は、理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき原案の承認
- (2) 総会より委任された事項の決定及び変更に関することの承認
- (3) 第五章に関することの承認
- (4) その他の重要事項の承認

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・常任理事をもって構成し、次の事項を審議、執行する。

- (1) 総会、理事会提案する議案の起草、報告事項作成、会議運営の準備に関すること
- (2) 総会、理事会での決定事項の処理に関すること
- (3) その他事業遂行に必要な事項

(四役会)

第17条 四役会は、理事長・副理事長・事務局長・事務局次長をもって構成し次の事項を決定する。

- (1) 総会及び理事会の会議に必要とされる案件の作成
- (2) 緊急事項に対する対処

(事業別委員会)

第18条 事業別委員会は、四役・常任理事及び理事長より依頼された者をもって構成する。

第19条 本連盟に次の事業部を置く。理事長は必要に応じてこれを召集し、事業を遂行する。

- (1) 第1事業部   コンクール委員会  
                  マーチング委員会  
                  アンサンブル委員会
- (2) 第2事業部   講習会委員会
- (3) 第3事業部   広報委員会
- (4) 第4事業部   特別事業委員会

第20条 事業別委員会で検討、執行すべき事項は次の通りとする。

- (1) 事業の企画、運営の立案とその執行
- (2) 予算に関する事項
- (3) その他事業に関する必要事項

(会議の進行と定足数)

第21条 各会議の進行は、次の通りとする。

- (1) 総会の議長は互選とする。
- (2) 理事会・常任理事会・四役会の進行は事務局長とする。
- (3) 事業別委員会の進行は各委員会の長とする。

第22条 各会議の定足数は、構成人員の過半数とする。



総会の出席は委任状をもって当てることができるが、役員の投票権はない。

第23条 会議の決議事項は、出席者の過半数の賛成によって議決される。

可否同数の場合は議長の決定による。

## 第七章 会 計

(経費の支弁)

第24条 本連盟の経費は、各団体の加盟費・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計処理の規定)

第26条 本連盟の会計処理の詳細は、別途「[熊本県吹奏楽連盟会計規定](#)」に定める。

【附則】本規約は、昭和49年9月1日制定施行

昭和50年4月22日一部改訂

昭和57年4月1日全面改訂

昭和60年2月16日一部改訂

昭和60年4月1日より施行

昭和62年1月10日一部改訂

平成3年4月1日一部改訂

平成7年4月22日一部改訂

平成9年4月19日一部改訂

平成10年4月18日一部改訂

平成19年4月14日一部改訂

平成24年4月21日一部改訂 (第5章 第12条追加)

平成25年4月13日一部改訂 (第1条, 第2条, 第7条 (組織表・区割表))

平成29年4月15日一部改訂 (第7条第1項)

平成30年4月14日一部改訂 (第3条, 第4条第1項, 第5条, 第19条4項変更, 第26条追加)

# 熊本県吹奏楽コンクール実施規定

## 第一章 総 則

- 第1条 熊本県吹奏楽コンクールは、本県吹奏楽連盟、熊本県文化協会、朝日新聞社、熊本県高等学校文化連盟吹奏楽専門部の主催で実施する。
- 第2条 熊本県吹奏楽コンクールは、九州吹奏楽コンクール熊本支部予選ならびに南九州小編成吹奏楽コンテスト熊本支部予選を兼ねる。
- 第3条 熊本県吹奏楽コンクールは、原則として全日本吹奏楽コンクール規定のもとに実施する。
- 第4条 出場団体は、コンクール正式申込締め切り日までに加盟手続きを完了するものとする。また、合同で出場する団体の加盟は、各学校単位で行う。出場の意思決定については、所属長の判断によるものとする。
- 第5条 九州吹奏楽コンクールならびに南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦は、次の通りとする。詳細は、「[熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規](#)」に定める。
- (1) 九州吹奏楽コンクールには、Aパート出場団体より推薦する。なお、合同で出場の団体は九州大会への推薦はできない。
  - (2) 南九州小編成吹奏楽コンテストには、中学校・高等学校AパートとBパートの出場団体より推薦する。なお、A・B両パートに出場した団体は、南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦はできない。
- 第6条 中学校及び高等学校については、熊本県吹奏楽コンクールにおける各日の上位団体により、九州吹奏楽コンクールならびに南九州小編成吹奏楽コンテストに推薦する県代表選考会を、それぞれ実施する。詳細は、「[熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規](#)」に準ずる。
- 第7条 第5条および第6条で推薦された団体は、九州吹奏楽コンクールあるいは南九州小編成吹奏楽コンテストに参加しなければならない。
- 第8条 熊本県吹奏楽コンクールの実施期日・会場は、前年度までに理事会で決定する。

## 第二章 実施部門・参加人員及び演奏規定

- 第9条 実施部門は、小学校の部、中学校の部、高等学校の部、大学の部、職場・一般の部とする。
- 第10条 実施部門において「Aパート」「Bパート」を設け、その参加人員は次の通りとする。（後掲【参考資料】参照）
- (1) Aパートの定員は、全日本吹奏楽連盟の規定に準ずる。
  - (2) Bパートの演奏人員は15名以内とする。
- 第11条 Aパートの出場団体（小学校以外）と中学校、高校のBパートの出場団体は、課題曲と自由曲の2曲を演奏しなければならない。他のBパートの出場団体は、



自由曲1曲のみとする。

小学校の演奏曲目は任意とし、演奏時間内で1ないし2曲を演奏する。5分以上の演奏が望ましい。(5分以内でも審査対象外とはならない)

【参考資料】

実施部門	登録人員	演奏人員 (Aパート)	演奏人員 (Bパート)
小学校	演奏人員+5名以内	制限なし	15名以内
中学校	演奏人員+5名以内	50名以内	
高等学校	演奏人員+5名以内	55名以内	
大学	演奏人員+5名以内	55名以内	
職場一般	演奏人員+5名以内	65名以内	

### 第三章 参加資格

第12条 各実施部門の参加者の資格は次の通りとする。

(1) 小学校の部

構成メンバーは同一の小学校に在籍している児童とする。但し、次の各号を満たすことを条件に合同バンドおよび地域バンドでの参加を認める。

①合同バンド

- 1 合同は原則2校とすること。但し、その2校のそれぞれの団体、またはいずれかの団体が単独で参加できない学校同士の合同でなければならない。
- 2 それぞれの学校が熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。
- 3 大会に出場する場合は、所属する児童が全員出場すること。
- 4 合同での出場をしなければならない理由があると理事長が認めること。  
なお、連盟で内情を確認し、合同バンドでの参加資格を満たすか否か、理事長が判断する。この合同バンドは九州吹奏楽コンクールに推薦することができる。

②地域バンド

- 1 地域バンドが熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。
- 2 メンバーの構成が小学生のみであること。

■

なお、連盟で内情を確認し、地域バンドでの参加資格を満たすか否か、理事長が判断する。この地域バンドは九州吹奏楽コンクールに推薦することができる。

(2) 中学校の部

構成メンバーは同一の中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)

(3) 高等学校の部

構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(4) 大学の部

構成メンバーは同一の大学及び高等専門学校に在籍している学生とする。

(5) 職場・一般の部

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、[第13条](#)に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

(6) 上記(1)に掲げた「合同バンド」以外の合同による参加については、次の通りとする。

- 1 合同するすべての学校・団体が、それぞれ熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。
- 2 連盟で内情を確認し、合同の可否について検討した上で、理事長が判断してこれを認めた場合。
- 3 同一経営でない小学校と中学校の合同については、中学校の部への出場を認める。
- 4 同一経営でない中学校と高等学校の合同については、高等学校の部への参加を認める。
- 5 同一部門(小学校, 中学校, 高等学校)における合同については、3校までとする。
- 6 本項で定める合同による参加については、九州吹奏楽コンクールへ推薦することはできない。

第13条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第14条 指揮者の資格については制限しない。

第15条 同一団体で二つのパートに出場してもよいが、同一パートに2チームは出場できない。また、出場団体の資格に疑義あるときはその団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

#### 第四章 課題曲・自由曲及び演奏時間

第16条 Aパートの課題曲は全日本吹奏楽連盟が指定したものとする。

(小学校の演奏曲目は任意とし、演奏時間内で1ないし2曲を演奏する。)

Bパートの課題曲は熊本県吹奏楽連盟が指定したものとする。

- 第17条 Aパートの課題曲はスコアに指定された楽器編成で演奏すること。ただし、指定された楽器がない場合に限り、スコアに指定された他の楽器による代替使用を認める。  
詳細はBパートの課題曲も含めて内規に準ずる。
- 第18条 使用楽器は木管・金管・打楽器とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認める。なお、エレキベースの使用は認めない。その他詳細は内規に準ずる。
- 第19条 課題曲・自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。
- 第20条 課題曲・自由曲とも同一の指揮者で演奏しなければならない。
- 第21条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けない自由曲の演奏は認めない。
- 第22条 演奏時間は次の通りとする。（ただし、2曲演奏するときは曲間の時間も含める）  
Aパートについて、小学校は7分以内、小学校以外は12分以内とする。  
Bパートについて、中学校、高校は10分以内、それ以外は7分以内とする。

## 第五章 審査・表彰規定及び出演順

- 第23条 出演順は、出場団体代表者会において抽選により決定する。
- 第24条 審査員は、コンクール委員会で検討し、理事長が委嘱する。
- 第25条 審査員の数は、原則として5～7名とする。
- 第26条 審査方法・表彰の詳細は、審査・表彰内規に準ずるものとする。
- 第27条 審査においては、各部門各パート毎に金賞・銀賞・銅賞の各賞を決定する。
- 第28条 九州吹奏楽コンクール及び南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦は、合計点の上位より決定する。
- 第29条 表彰については、次のように規定する。
- (1) 単一日で行われる各部門・パート、複数日にまたがる各部門・パートの代表選考会予選の各日毎に金賞・銀賞・銅賞を授与し、金賞・銀賞には賞状と副賞を、銅賞には賞状を授与する。
  - (2) 代表選考会では、全団体を優秀賞とし、賞状を授与する。
  - (3) 小学校Aパート・中学校ABパート・高等学校ABパート・大学Aパート・職場一般Aパートに最優秀賞として優勝カップを授与する。
  - (4) 全出場団体の中で、最優秀団体に対しグランプリ賞として小山杯を贈る。また、25名以下でAパートに出場した団体の中から、内規に準じて特別賞を授与する。  
小山杯とは、熊本県吹奏楽連盟初代理事長小山卯三郎氏より寄贈されたものである。

(5) 優勝カップ・小山杯は持ち回り制とし、次年度に代表が返還する。

第30条 次の場合は失格となる。

- (1) 決められている演奏時間をオーバーしたとき。
- (2) 各部門、各パートの定員をオーバーした人数で演奏したとき。
- (3) プログラムに記入してある演奏者人員をオーバーしたとき。
- (4) その他九州吹奏楽コンクール及び南九州小編成吹奏楽コンテストの規定に反する行為があったとき。

## 第六章 その他

第31条 当実施規定は、年度途中において九州吹奏楽連盟の規定が改定された場合については、九州吹奏楽連盟の規定を優先する。

【附則】本規定は昭和62年4月1日より実施する。

昭和63年4月16日一部改定

平成元年3月4日一部改定

平成2年4月14日一部改定

平成6年4月23日一部改定

平成7年4月22日一部改定

平成9年5月1日一部改定

平成10年4月23日一部改定

平成13年4月21日一部改定

平成15年4月23日一部改定

平成17年4月26日一部改定

平成19年4月25日一部改定

平成20年4月23日一部改定

平成21年3月19日一部改定

平成22年3月23日一部改定

平成23年4月5日一部改定

平成25年4月13日一部改定

平成26年4月19日一部改定

平成27年3月24日一部改定 (第1・4・6条及び第24条2・3項)

平成28年4月16日一部改定 (第5条及び第25条4項)

# 九州アンサンブルコンテスト熊本支部予選実施規定

## 第一章 総 則

- 第1条 九州アンサンブルコンテスト熊本支部予選は、熊本県吹奏楽連盟・朝日新聞社・熊本県高等学校文化連盟吹奏楽専門部の主催で実施する。
- 第2条 九州アンサンブルコンテスト熊本支部予選は、1団体につき2チームまで出場することができる。
- 第3条 九州アンサンブルコンテストへの推薦は、[第19条](#)による。但し、同一団体からの推薦は1チームとする。7月以降に加盟した団体は九州大会に推薦されない。
- 第4条 九州アンサンブルコンテスト熊本支部予選の実施期日・会場は、前年度までの理事会で決定する。

## 第二章 実施部門及び参加人員

- 第5条 実施部門は次の通りとする。
- ①小学校の部 ②中学校の部 ③高等学校の部 ④大学の部 ⑤職場・一般の部
- 第6条 編成は1チーム3名以上8名以内（小学校の部は、3名以上10名以内）とし、奏者は全部門を通して1回しか出場出来ない。

## 第三章 参加資格

- 第7条 各部門の参加資格者は、熊本県吹奏楽連盟において加入手続きを完了した団体に属し、次の通りとする。但し、小学校の部以外は、合同チームの出場を認めない。
- ①小学校の部  
構成メンバーは同一の小学校に在籍している児童とする。  
単一団体では編成できない場合のみ、合同バンド（地域バンドを含む）の出場を認める。
- ②中学校の部  
構成メンバーは同一の中学校に在籍している生徒とする。  
（同一経営の学園内小学校児童の参加は認める）
- ③高等学校の部  
構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。  
（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める）
- ④大学の部  
構成メンバーは同一の大学及び高等専門学校に在籍している学生とする。
- ⑤職場・一般の部  
構成メンバーは当該団体の団員とする。職業演奏家の参加は認めない。

第8条 参加チームの資格に疑義あるときは、その団体を調査し、出場停止または入賞を取り消すことがある。

## 第四章 演 奏

第9条 構成は木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。但し、次の5項は認めない。

- ①同一パートを2名以上の奏者で演奏すること。
- ②登録されたメンバー・パートを変更して演奏すること。
- ③独立した指揮者をおくこと。
- ④ピアノを構成に加えること。
- ⑤弦楽器のみの演奏。

※①について、小学校の部においては、十重奏まで演奏することができるが、同一パートを2名で演奏することはできない。

第10条 参加チームは、任意の1曲を演奏して審査をうけるものとし、組曲も1曲とみなす。

第11条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者からの編曲の許諾を受け、許諾書を提出しなければならない。

第12条 演奏時間は5分以内とし、タイムオーバーは失格とする。

第13条 出演順は、出場団体代表者会において抽選により決定する。

第14条 演奏、編成について疑義が生じた場合、熊本県吹奏楽連盟の指示に従う。

## 第五章 審査及び表彰


第15条 審査員は、アンサンブル委員会の決定を経て理事長が委嘱する。

第16条 審査員の数は、原則として5名とする。

第17条 審査方法は、理事会の定める「[九州アンサンブルコンテスト熊本支部予選審査内規](#)」による。

第18条 表彰は、各部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。但し、規定により失格となったチームは表彰の対象としない。

第19条 九州アンサンブルコンテストへの各部門の推薦数は九州アンサンブルコンテスト実施規定により決定する。

- 
- 【附則】本規定は平成 3年 4月 1日より実施する。
- 平成 7年10月 6日より一部改定し実施する。
  - 平成10年10月 2日より一部改定し実施する。
  - 平成13年10月 3日より一部改定し実施する。
  - 平成14年10月 2日より一部改定し実施する。
  - 平成15年 9月30日より一部改定し実施する。
  - 平成17年 9月27日より一部改定し実施する。
  - 平成18年 9月26日より一部改定し実施する。
  - 平成21年 9月23日より一部改定し実施する。
  - 平成22年 9月13日より一部改定し実施する。
  - 平成24年 9月 6日より一部改定し実施する。
  - 平成26年 9月 4日より一部改定し実施する。
  - 平成27年 9月 4日より一部改定し実施する。
  - 平成29年 9月12日より一部改訂し実施する。



# 九州マーチングコンテスト熊本支部予選実施規定

## 第一章 総 則

- 第1条 九州マーチングコンテスト熊本支部予選は、熊本県吹奏楽連盟・朝日新聞社・熊本県高等学校文化連盟吹奏楽部の主催及び熊本県教育委員会・熊本県音楽教育研究会・熊本市教育委員会の後援で実施する。
- 第2条 九州大会には支部予選において代表として推薦されたチームが参加する。
- 第3条 第2条で推薦されたチームは九州大会に出場しなければならない。
- 第4条 九州マーチングコンテスト熊本支部予選の実施日は、前年度までに理事会にて決定する。

## 第二章 実施部門及び参加人員

- 第5条 実施部門は次の通りとする。
- ①中学校の部 ②高等学校の部 ③大学・職場・一般の部
- 第6条 各実施部門の参加人員は制限なしとする。

## 第三章 参加資格

- 第7条 参加資格は、5月末までに加盟手続きを完了した団体に属し、次の通りとする。ただし、各部門とも合同の出場も認めるが県代表権はない。
- ①中学校の部  
構成メンバーは同一の中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)
- ②高等学校の部  
構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)
- ③大学・職場・一般の部  
\*大学の構成メンバーは同一の大学及び高等専門学校に在籍している学生とする。  
\*職場の構成メンバーは同一経営の会社・工場・事務所・官庁などで、経営者または組合などの許可を得て設立され、その勤務先に常時勤務している者とする。  
\*一般の構成メンバーは第8条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。
- 第8条 同一奏者は同一団体で出場すること。
- 第9条 指揮者の資格については制限しない。
- 第10条 参加団体の資格に疑義があるときは、その団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。



## 第四章 演奏及び服装

- 第11条 演奏曲・服装は自由とする。
- 第12条 演奏時間は6分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第13条 参加団体は、吹奏楽かこれに準ずる木管楽器・金管楽器・打楽器を中心とする編成であることとする。大道具、ピット楽器、エレキベース、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。また、手具の使用については、大会の基本理念に沿うこと。
- 第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければ出場を認めない。

## 第五章 出演順・審査及び表彰

- 第15条 出演順は、マーチング委員会の承諾を得た方法により決定する。
- 第16条 審査員は原則として5名とし、マーチング委員会で検討し、理事長が委嘱する。
- 第17条 審査の対象は、演奏・演技の開始から演奏・演技の終了までとする。
- 第18条 審査方法は、審査内規に準ずる。
- 第19条 表彰は各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。

【附則】本規定は、平成16年度より実施。  
平成18年度一部改定。  
平成19年度一部改定。  
平成20年度一部改定。  
平成21年度一部改定。  
平成24年度一部改定。  
平成25年度一部改定。

# 九州小学校バンドフェスティバル熊本支部予選 実施規定

## 第一章 総 則

- 第1条 九州小学校バンドフェスティバル熊本支部予選は、熊本県吹奏楽連盟・朝日新聞社の主催及び熊本県教育委員会・熊本県音楽教育研究会・熊本市教育委員会の後援で実施する。
- 第2条 九州大会には支部予選において代表とし推薦されたチームが参加する。
- 第3条 上記第2条で推薦されたチームは九州大会に出場しなければならない。
- 第4条 九州小学校バンドフェスティバル熊本支部予選の実施日は、前年度までに理事会にて決定する。

## 第二章 参加人員

- 第5条 参加人員は制限なしとする。

## 第三章 参加資格

- 第6条 参加資格者は、5月末までに加盟手続きを完了した団体に属し、次の通りとする。
- ①構成メンバーは同一の小学校に在籍している児童とする。
  - ②構成メンバーは加盟団体による理事長が認めた合同チーム。
- 第7条 同一奏者は同一団体で出場すること。
- 第8条 指揮者の資格については制限しない。
- 第9条 参加団体の資格に疑義があるときは、その団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

## 第四章 演奏及び服装

- 第10条 演奏曲は自由とする。
- 第11条 演奏時間は7分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第12条 参加団体は、吹奏楽かこれに準ずる木管楽器・金管楽器・打楽器を中心とする編成であることとし、演奏スタイルは自由とする。
- 第13条 著作権の存在する楽曲を編成して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾をうけなければ、出場を認めない。
- 第14条 演奏スタイルは、フリースタイルまたはマーチングスタイルとする。ただし、鼓隊にはリコーダーやアコーディオン、鍵盤ハーモニカ等を含めてはならない。

第15条 演奏は、30m×30mのフロアとピットを使用することができる。仮設のステージ等は設置しない。

\*ピットでの楽器使用を可とする。その楽器は、打楽器、チューバ、コントラバス、チューバの代用としての電子楽器1台、この範囲内とする。

第16条 服装及び手具の使用は自由とする。

第17条 マイクの使用は、独唱や演奏中のナレーション等に1本のみ使用可とする。

## 第五章 出演順・審査及び表彰

第18条 出演順は、マーチング委員会の承諾を得た方法により決定する。

第19条 審査員は原則として5名とし、マーチング委員会で検討し、理事長が委嘱する。

第20条 審査方法は、審査内規に準ずる。

第21条 表彰は各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞いずれかを授与する。また、特に優れた団体にはインプレッシヴバンド賞を贈る。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。

【附則】本規定は、平成16年度より実施。

平成18年度一部改定。

平成19年度一部改定。

平成20年度一部改定。

平成21年度一部改定。

平成25年度一部改定。

# 九州マーチングコンテスト熊本支部予選 ビギナーズ実施規定

- 第1条 参加資格は、熊本県吹奏楽連盟加盟団体とする。
- 第2条 参加人数、編成、演奏曲目、服装は自由とする。
- 第3条 演奏時間は6分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第4条 規定課題は特に設けず、自由とする。
- 第5条 出演順は代表者会で決定する。
- 第6条 審査員・規定審判員により、今後の参考になるように講評を行う。
- 第7条 参加団体にはすべて優秀賞を贈る。また特に優れた団体にはインプレッシヴバンド賞を贈る。

# 《熊本県吹奏楽コンクール演奏内規》

[熊本県吹奏楽コンクール実施規定第17条および第18条](#)により、熊本県吹奏楽コンクール演奏内規を次の通り定める。

第1条 課題曲の使用楽器については、スコアに書いてある楽器編成で演奏する。但し、人数の関係等で指定されたパートが揃わない場合は、スコアに書かれている範囲内の楽器を代用して演奏することはできる。

その際、音・音域を変えてはいけない。(オクターブ上げたり下げたりすること等不可：スコアに書かれている音の高さで演奏すること)但し、オプションパートの代用は認められない。

また、コルネットに関しては、トランペットをその団体が持ち合わせていないときに限り、トランペットの代用楽器として許可される。但し、代用楽器による他パートの代用は、認められない。

\*吹奏楽の編成(木管楽器・金管楽器・打楽器)を著しく欠く編成(金管バンドやサクソオーケストラなど)は、九州吹奏楽コンクール内規(平成30年2月17日理事会議決)により、九州吹奏楽コンクールに推薦できない。

第2条 中学・高校のBパートの課題曲については、スコアに示された楽器が無い場合、以下に示す楽器であれば代用して構わない。

ピッコロ、フルート、オーボエ、バスーン

E♭クラリネット、B♭クラリネット、アルトクラリネット、バスクラリネット  
ソプラノサクソフォーン、アルトサクソフォーン、テナーサクソフォーン、  
バリトンサクソフォーン

トランペット、コルネット、フリューゲルホルン、

アルトホルン、フレンチホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、バリトン、  
チューバ、コントラバス

ティンパニ、スネアドラム、バスドラム、ドラムセット

クラッシュシンバル、サスペンダーシンバル、

シロフォン、ヴィブラフォン、グロッケン、マリンバ

第3条 楽譜に記載されているスキヤットは可とする。ただし歌詞のある歌については、歌ってはいけない。

第4条 Aパートの複数日にまたがるパートにおいて、前年度九州大会に出場した団体は日にちを均等に振り分ける。また、Bパートの複数日にまたがるパートにおいて、前年度南九州大会に出場した団体は日にちを均等に振り分ける。

第5条 その他、九州吹奏楽コンクール規定に準ずる。

【附則】 この内規は、平成30年4月14日に改定し実施する。

# 《熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規》

[熊本県吹奏楽コンクール実施規定第26条](#)により、熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規を次のように定める。

第1条 各部門各パートにおける演奏の採点については、次の通りとする。

- (1) 中学校・高等学校のA・Bパート及び大学・職場一般のAパートにおいては、課題曲・自由曲をそれぞれ10点満点で採点する。
- (2) 小学校のA・Bパート及び大学・職場一般のBパートにおいては自由曲を10点満点で採点する。
- (3) 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」ならびに「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」においても、上記(1)(2)に準ずる。

第2条 各部門各パートにおける金・銀・銅の贈賞については、次の通りとする。

- (1) 各部門において単一日で実施されるパートについては、金賞・銀賞・銅賞を1:1:1の比率を目安とする相対評価とする。
- (2) 同一部門において複数日で実施されるパートについては、1日目については上記第1項に準じ、2日目以降は1日目の採点結果を基準とする絶対評価とする。

第3条 特別賞の贈賞については、次の通りとする。

- (1) 各部門においてAパートに出場した団体の中で、申込時点の「演奏者」人数が25名以内の団体の中から、その上位3分の1の団体に、特別賞を授与する。
- (2) 上記第1項において、25名以内の団体が3団体未満の場合は、贈賞については審査員に一任する。

第4条 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」および「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」への出場団体については、次の通りとする。

- (1) 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」については、次の通りとする。
  1. 中学校および高等学校のそれぞれの部門において、Aパートの各日の成績が金賞であった団体のうち、上位4団体とする。
  2. 上記1において、当該実施日における金賞受賞団体が4団体未満のときは、金賞団体のみ、「九州吹奏楽コンクール代表選考会」に出場するものとする。
  3. 上記1・2により選出された団体数が、当該部門当該パートの実施日数×4団体未満となった場合、不足する団体数分を、当該部門当該パートの全日程の終了時に、金賞を受賞かつ「九州吹奏楽コンクール代表選考会」へ推薦されなかった団体のうち成績上位の団体を推薦する。
- (2) 「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」については、次の通りとする。
  1. 中学校および高等学校のそれぞれの部門において、Bパートの各日の成績が金賞であった団体のうち、上位3団体とする。
  2. 上記1において、当該実施日における金賞受賞団体が3団体未満のときは、金賞団体のみ、「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」に出場するも

のとする。

3. 上記1・2により選出された団体数が、当該部門当該パートの実施日数×3団体未満となった場合、不足する団体数分を、当該部門当該パートの全日程の終了時に、金賞を受賞かつ「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」へ推薦されなかった団体のうち成績上位の団体を推薦する。
  4. 中学校および高等学校部門においてAパートに出場し特別賞を受賞した団体の中から、各部門ごとに上位3団体（但し、「九州吹奏楽コンクール代表選考会」へ推薦された団体は除く）を、「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」へ推薦する。
  5. 上記4において、中学校および高等学校部門のいずれも、「Aパートに出場し特別賞を受賞した団体」が3団体未満の場合、これを補充しない。
- (3) 中学校および高等学校部門において、上記第1項および第2項によって代表選考会に推薦されなかった金賞受賞団体については、同点の場合でも、審査員の判断により必ず順位をつける。
  - (4) 中学校および高等学校部門のAパートの団体のうち、申込時点の「演奏者」人数が25名以内の団体については、同点の場合でも、審査員の判断により必ず順位をつける。
  - (5) 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」ならびに「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」に出場した全ての団体に「優秀賞」を授与する。

第5条 「九州吹奏楽コンクール」ならびに「南九州小編成吹奏楽コンテスト」への推薦については、次の通りとする。

- (1) 「九州吹奏楽コンクール」への推薦は、代表選考会をおこなわない部門・パートについては、その部門・パートの表彰式の際に、代表選考会をおこなう部門・パートについては代表選考会の表彰式の際に、九州吹奏楽連盟が定める団体数だけ推薦団体を発表する。
- (2) 「南九州小編成吹奏楽コンテスト」への推薦は、代表選考会の表彰式の際に、中学校および高等学校部門各3団体の推薦団体を発表する。
- (3) 「南九州小編成吹奏楽コンテスト」においては、上記第2項で推薦された団体は、熊本県吹奏楽コンクールにおける申込時点での「演奏者」人数以内で演奏しなければならない。但し「登録者」の範囲内であればメンバーが変更されても構わない。

第6条 「最優秀賞」の授与については、次の通りとする。

- (1) 「最優秀賞」は小学校部門Aパート、中学校部門AならびにBパート、高等学校部門AならびにBパート、大学部門Aパート、職場・一般部門Aパートの各部門・パートで授与される。
- (2) 上記第1項の各部門・パートのうち、代表選考会に関係しない部門・パートについては、実施日の最高得点の団体に授与する。
- (3) 代表選考会に関係する部門・パートについては、次の通りとする。

1. 中学校部門Aパートならびに高等学校部門Aパートについては、「九州吹奏



楽コンクール代表選考会」の最高得点の団体に授与する。

2. 中学校部門Bパートならびに高等学校部門Bパートについては、「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」にBパートより出場した団体のうち、当該選考会における最高得点の団体に授与する。

(4) 「最優秀賞」に該当する団体が、得点上複数団体出た場合でも、審査員の判断により1団体を選出し、その団体に「最優秀賞」を授与する。

第7条 「小山杯」の授与については、次の通りとする。

(1) 上記第6条の規定により「最優秀賞」を受賞した団体のうち、得点が最高であった団体に「小山杯」を授与する。その際、課題曲がない部門・パートについては、得点を2倍したもので比較する。

(2) 得点を比較した際、最高点の団体が同点となり複数団体出た場合、それぞれの部門・パート参加団体の平均得点を比較し、平均得点が低い部門の方に出場していた団体に授与する。

(3) 上記第2項によっても同じであった場合は、該当団体すべてに授与する。

(4) 上記第3項により、「小山杯」受賞団体が複数団体出た場合は、該当団体で話し合いの上、カップを保管する。小山杯を返還後のレプリカは該当団体すべてに授与する。

第8条 各選考会およびコンクール等への推薦や各種賞の授与等で審議を要する場合は、すべて審査員に一任する。

【附則】 この内規は、平成30年4月14日に改定し、実施する。



# 《九州アンサンブルコンテスト熊本支部予選審査内規》

[九州アンサンブルコンテスト熊本支部予選実施規定第17条](#)により、審査内規を次の通り定める。

第1条 評価方法は、各部門とも次の通りである。

(1) 各団体の評価を、技術点10点満点、表現点10点満点、合計20点満点で評価する。

(2) 各部門の金・銀・銅賞の比率は、原則として1：1：1とする。

第2条 各部門の金賞受賞団体の中から、九州アンサンブルコンテストへの推薦団体を決定する。詳細は、次の通りとする。

(1) 各部門の推薦団体数は、九州吹奏楽連盟の定めるところによる。

(2) 推薦団体は、原則として採点合計の上位より決定する。

(3) 同点の団体が複数存在し、推薦団体数を上回る場合は、審査員の協議、選考により決定する。

第3条 すべての出場団体の中から、演奏の優れた1団体に出田杯を授与する。授与対象団体は、審査員の協議、選考による。

【附則】 この内規は、平成30年4月14日に改訂し、実施する。

## 《九州マーチングコンテストへの推薦に関する細則》

[九州マーチングコンテスト熊本支部予選実施規定第2条](#)により、九州マーチングコンテストへの推薦に関して次の通り定める。

第1条 原則として、九州マーチングコンテスト規定に準ずる。

第2条 九州マーチングコンテストへの推薦については、次の通りとする。

- (1) 九州マーチングコンテストへ推薦された団体が出場を辞退した場合でも繰り上げの推薦は認めない。
- (2) 推薦された団体が九州マーチングコンテストへの申込み締切日に遅れた場合は出場を辞退したものとする。
- (3) 九州マーチングコンテストの参加料は、出場団体の負担とする。

## 《九州マーチングコンテスト熊本支部予選審査内規》

[九州マーチングコンテスト熊本支部予選実施規定第18条](#)に基づき、審査及び判定について、次の通り定める。

第1条 演奏・演技をそれぞれ10段階で採点する。

第2条 審査は、音楽・動作及びドラムメジャーの指揮・指示等について行う。

第3条 規定課題のチェックについては、熊本県マーチングバンド協会に委託することがある。

第4条 審査集計は、理事長の委嘱する集計係により行う。

第5条 集計の結果や評価の内容に相当程度の開きが見られ、教育的にも配慮が望ましいと判断された場合に限り、審査員の了承を得た上で評価を変更することができる。

第6条 審査結果を希望する団体には、成績単票（点数）及び出場部門内での順位を知らせる。

## 《九州小学校バンドフェスティバルへの推薦に関する細則》

[九州小学校バンドフェスティバル熊本支部予選実施規定第2条](#)により、九州小学校バンドフェスティバルへの推薦に関して次の通り定める。

第1条 原則として、九州小学校バンドフェスティバル規定に準ずる。

第2条 九州小学校バンドフェスティバルへの推薦については次の通りである。

- (1) 九州小学校バンドフェスティバルへ推薦された団体が出場を辞退した場合でも、繰り上げの推薦は認めない。
- (2) 推薦された団体が九州小学校バンドフェスティバルへの申込み締切日に遅れた場合は出場を辞退したものとする。
- (3) 九州小学校バンドフェスティバルの参加料は、出場団体の負担とする。

## 《九州小学校バンドフェスティバル熊本支部予選審査内規》

[九州小学校バンドフェスティバル熊本支部予選実施規定第20条](#)に基づき、審査及び判定について、次の通り定める。

第1条 審査は、演奏を中心に行い総合評価とし、10段階で採点する。

第2条 審査集計は、理事長の委嘱する集計係により行う。

第3条 集計の結果や評価の内容に相当程度の開きが見られ、教育的にも配慮が望ましいと判断された場合に限り、審査員の了承を得た上で評価を変更することができる。

第4条 審査結果を希望する団体には、成績単票（点数）及び出場部門内での順位を知らせる。

# 熊本県吹奏楽連盟選挙管理委員会規定

[熊本県吹奏楽連盟規約第7条](#)により選挙に関する規定を次のとおり定める。

## 第1条（選挙の時期及び委員の任期）

（1）役員選挙は通常役員任期の終了する定例総会において行う。

（2）委員の任期は2年とし、役員選挙のない年の定例総会にて理事長が委嘱する。

## 第2条（選挙事務の管理）

各ブロックより選任された6名の選挙管理委員会が管理する。

委員長は委員の互選による。ただし選挙管理委員が委嘱されるまでの事務は事務局長がこれを代行する。

## 第3条（選挙の告示）

選挙の告示は2月1日とする。

## 第4条（立候補の届出）

加盟責任者の中から5名の推薦を必要とする。

## 第5条（受付事務）

受付は2月1日より開始し、2月末日をもって締め切る。

## 第6条（被選挙権）

被選挙権は、当連盟に加盟している団体の責任者のみが有する。

## 第7条（役員の数）

役員の数は一[熊本県吹奏楽連盟規約第6条](#)による。

## 第8条（投票権）

投票権は1団体につき1票とし、選挙の行われる総会に出席した団体責任者、またはそれに準ずる者が有する。委任投票及び高校生以下の代理投票は認めない。

## 第9条（投票の方法）

立候補者が定数以上の場合は選挙とし、立候補者が定数内の場合は信任投票とする

## 第10条（投票の記載）

（1）投票はすべて無記名とする。

（2）信任投票の場合は○（信任）、×（不信任）の記号で記載する。

## 第11条（開票）

（1）投票終了後ただちに選挙管理委員会のもとにおいて開票する。

（2）点検は投票総数の確認、有効無効の区別、候補者別得票数の計算を行うほか、これを記録する。

## 第12条（当選者の決定）

（1）同数得点の場合は再投票を行う。

（2）第2次投票によってもなお得票数が同じ場合は抽選によって決定する。

（3）信任投票の場合は、有効投票数の過半数をもって信任されたものとする。

## 第13条（抽選）

前条第2項の抽選は、選挙管理委員が行う。

第14条（当選者の発表）

選挙管理委員長は選挙の結果を公式に発表し、その記録を議長に提出する。

第15条（立候補者が定員に満たない役職について）

立候補者が定員に満たない役職については、その選出に関して理事会に一任する。

【附則】この規定の変更は総会の承認を必要とする。

この規定は、昭和62年1月10日より施行する。

平成7年4月22日一部改訂する。

平成29年4月15日一部改訂する。

【熊本県吹奏楽連盟後援願い様式】

平成 年 月 日

熊本県吹奏楽連盟

会 長 中山 峰男 様

理事長 北村 直也 様

後 援 申 請 書

下記の要領にて開催します行事に貴連盟の名義使用の許可を申請いたします。

催 事 名	
主 旨 ・ 内 容	
主 催	団体名
	責任者氏名
	所在地（連絡先） <span style="margin-left: 100px;">☎</span> <span style="margin-left: 50px;">—</span> <span style="margin-left: 50px;">—</span>
日 時	平成 年 月 日 （ 曜日） 時 分 開演
会 場	
入 場 料	
共 催	
後 援	他の後援（予定を含む）をご記入ください
物 品 販 売	いずれかに○印をお願いします  <span style="margin-left: 150px;">有</span> <span style="margin-left: 50px;">・</span> <span style="margin-left: 50px;">無</span>

※過去の実績を証明するパンフレット等を添え、開催日の二ヶ月前までに提出してください。